

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
愛知用水総合管理所長 宮下 武士
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 板山支線撤去工事等安全管理等業務
- 2 施 行 場 所 愛知県半田市椎ノ木町他
- 3 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和7年3月20日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 条 件 愛知県弁護士会に登録の弁護士であること。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 ①見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りませ。
②余白にくじ番号を記載して下さい。
 - 2) 提出方法 FAX、電子メール、持参又は郵送による。
 - 3) 提出期限 令 和 6 年 4 月 2 5 日 16:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所 総務課 町田
FAX : 0561-39-5464
メールアドレス : nyukei_aichi@water.go.jp
 - 5) 質問書 令 和 6 年 4 月 2 3 日 16:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和6年4月26日16:00までとします。
 - 7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 4 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

令和6年度

板山支線撤去工事安全管理等業務 仕様書

1. 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下、「機構」という。）が発注する「板山支線撤去工事安全管理等業務」に適用する。

2. 業務場所

愛知県半田市椎ノ木町地内他

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月20日までとする。

4. 資格

この業務を実施する者は愛知県弁護士会に所属する弁護士でなければならない。

5. 業務内容

本業務は、板山支線撤去工事の安全確保及び同工事に必要となる建物等事前事後調査、事業損失補償等に係る適切な対応を図るため、下記業務を弁護士に依頼するものである。

記

- ① 撤去工事に係る地権者対応（墓地への進入確保、立木の枝葉伐採、工事振動・騒音、工事中の各種要請等）
- ② 建物等事前、事後調査に係る地権者対応（調査区域外での被害申し出等・補償対応）
- ③ その他地権者対応

上記業務内容の業務予定時期・内容等

業務予定時期	内 容	業務予定場所	備 考
R6.4	工事計画説明	半田市内他	
R6.5	建物事前調査説明	半田市内他	
R6.6	撤去工事着工時説明	半田市内他	
R6.8	撤去工事中の対応	半田市内他	
R6.12	建物事後調査説明	半田市内他	
R7.2	事業損失補償対応	半田市内他	

※移動に伴う旅費交通費を含むものとする。

6. 成果品

受注者は、5. 業務内容に伴う業務を実施した際には対応記録を作成し、納品するものとする。

7. 疑 義

受注者は、仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

以 上

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。